

## 「著作権教育」としての学習内容

## 肖像権・許諾，マナーとルールに関する指導

## 「著作権教育」の学習のねらい

取材する場合に発生する著作権についても意識する。

- 公的なメディアによる取材ではなく，生徒たちが取材した場合でも著作権が発生することを意識させる。
- 取材先の相手も著作者であることを意識させる。
- 取材内容を短く編集することで，取材先の人の考えや意図が変わってしまうことがある。取材記事などを公表した場合，著作権の問題が発生することがあることを意識させる。

## 生徒の活動

- 著名人や卒業生，地域の方々に対して，目的とする内容について取材活動を行う。
- 取材内容を発表用に加工する。
- 過去の卒業生や在校生が作った取材結果を参照する。

## 「著作権教育」の指導のポイント

- 取材相手に利用範囲を伝える必要性を理解させる。
- 取材内容を編集することにより，取材相手の発言と違うなどの問題が発生しないかを事前チェックし，取材相手にも取材内容を確認する必要性を理解させる。
- 取材内容の著作権だけでなく，取材相手の肖像権などについて，公表にあたって解決しなければならない問題があることを理解させる。

## これだけは！ 押さえない指導内容

- 取材する前（肖像権や著作権，利用範囲などの依頼事項）と取材後（取材相手に対して公表にあたっての著作内容の確認）で必ず行うことがあるという意識と行動を身につけさせる。
- 法律（著作権法）を意識して取材するだけでなく，取材相手の気持ちを考えて行動する習慣をつけさせる。

## 段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



### 具体的な展開例

取材する場合、取材相手の著作権や肖像権などについて、次のようなポイントで話し合う。

- 取材内容や撮影した写真等は、公に発表してよいかどうかを確認することが必要である。
  - ➡ 公表する場合、どこでどのように使われるのかを、取材相手にはっきり示す必要がある。
- 自分が取材してきたからといって、その取材内容を自由に使っていいということにはならない。
  - ➡ 取材内容を取材相手に確認するとともに、公表の承諾を得る必要がある。公表時には、取材相手の氏名と取材日などを記載することも承諾を得ておく必要がある。
- 取材内容を短く編集することで、取材相手が主張した意味や意図が異なったりしていないかを必ず確認する必要がある。
- 取材内容を公に発表する前には、必ず取材相手に原稿（作品）を見てもらって承諾を得るようにすることが必要である。
- 著作権や肖像権などのルールやマナーは、利用にあたって予め利用方法、許諾の範囲などを確認しておくことが大切である。
  - ➡ 使用料が派生する可能性があるため使用料の有無、使用料金と支払い方法などを確認しておくことが望ましい。

### この事例の実践に参考となる教材・資料

文化庁「著作権なるほど質問箱」（肖像権で検索）

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/reference.asp>

